

～すべての事業者に影響がある「消費税軽減税率」に備えよう～

消費税軽減税率対策説明会

10月の消費税10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されます。消費税の軽減税率制度は飲食店や食品を扱う事業所だけでなく、それらを経費等に算入するすべての事業者の方に影響があります。軽減税率が導入されると、複数税率に対応しなければならず、小売店や企業の経理が大きく変わります。今回の説明会では、軽減税率とは何か、それに対応する経理はどのようにすれば良いかなどを、わかりやすく解説頂きます。皆様多数のご参加をお待ちしています。

★瀬戸田会場 尾道しまなみ商工会 瀬戸田支所
日時 令和元年7月23日(火) 14:00～16:00

★御調会場 尾道しまなみ商工会 御調支所
日時 令和元年7月24日(水) 14:00～16:00

★向島会場 尾道しまなみ商工会 本所
日時 令和元年7月25日(木) 14:00～16:00

★内容

- ・消費税軽減税率とは？
- ・軽減税率の対象品目は何？
- ・毎日の仕事でなにが変わる？ 他

★講師 中国税理士会尾道支部 税理士 建部 孝昭 氏

★参加費用 無料

いつもの仕事に
どんな影響が？



尾道しまなみ商工会 行

(FAX: 本所 0848-44-1925)

消費税軽減税率対策説明会 参加申込書

ご希望の会場へ○をご記入下さい。

参加会場	<input type="checkbox"/> 瀬戸田 (7/23) 14:00～16:00	<input type="checkbox"/> 御調 (7/24) 14:00～16:00	<input type="checkbox"/> 向島 (7/25) 14:00～16:00
事業所名	電話番号		
住所			
参加者氏名			

【申込締切 令和元年7月19日(金)】